

### 第 17 回沼津市農業委員会総会議事録

1 開催日時	令和 6 年 12 月 10 日（火）13：30～14：10	
2 開催場所	沼津市役所 8 階 801 会議室	
3 出席委員	農業委員 : 17 名 農地利用最適化推進委員 : 15 名	
農業委員	1 小野 民子	2 沖島 房義
	3 内田 茂隆	4 杉本 俊明
	5 久松 一也	6 原 泰一
	7 元杉 照彦	8 水口 満
	10 大村 温績	11 川口 修
	12 原田 佳和	13 加藤 久佳
	14 相磯 猛	15 佐野 良一郎（副会長）
	16 秋山 清房	17 鈴木 孝雄（会長）
	18 羽切 浩和	
農地利用最適化推進委員	20 廣瀬 正一	23 高田 廣美
	24 鈴木 益之	25 欠員
	26 中村 和明	27 庄司 岩雄
	28 深澤 貞博	29 鈴木 良行
	30 原 敏明	32 齋藤 仁
	33 角田 政義	36 長濱 秀典
	37 海瀬 好和	38 日吉 祥之
	40 山本 比呂志	41 内田 和秀
4 欠席委員	農業委員 : 2 名 農地利用最適化推進委員 : 6 名	
農業委員	9 白岩 和子	19 武井 徳吉
農地利用最適化推進委員	21 山田 高雄	22 脇田 敏夫
	31 大村 幸広	34 川口 洋芳
	35 笹原 文彦	39 大島 芳夫
5 事務局職員	局長 青木 栄一、局長補佐 野口 哲太郎 係長 荻野 雅之、主査 黒木 賢治、主任 望月 良太 主事 日吉 菜々子、事務員 戸田 海渡	



事務局	(議第 45 号農地法第 3 条許可・整理番号 28～34 番について説明)
議長	事務局の説明が終わりました。それでは、整理番号 28 番について、西浦地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
西浦地区委員	11 月 29 日、副会長、地区委員、事務局職員で現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございます。次に、整理番号 29 番から 32 番、34 番について浮島地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
浮島地区委員	11 月 29 日、副会長、地区委員、事務局職員で現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございます。次に、整理番号 33 番について愛鷹地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
愛鷹地区委員	11 月 29 日、副会長、地区委員、事務局職員で現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございました。ただいまの事務局説明、及び各地区委員からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。
杉本委員	はい。
議長	杉本委員。

杉本委員	<p>使用貸借権設定がされる案件について、19 年と期間が設定されているようですが、どういう意味なのでしょう。</p>
事務局	<p>これらの案件については、営農型太陽光発電の下部農地に対しての案件になりまして、この年数は申請者の任意で設定しているものになります。</p>
杉本委員	<p>事業用だと 20 年だと思うのですが・・・。</p>
事務局	<p>そうですね。一般的には 20 年が多いですが、この案件に関しては申請者の希望により 19 年と設定されております。</p>
杉本委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議第 45 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしということで、議第 45 号について、原案のとおり許可といたします。</p>

議長	<p>次に4ページについての、議第46号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議第46号農地法5条許可・整理番号20番から22番について説明)</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、整理番号20番、21番について、浮島地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
浮島地区委員	<p>11月29日、副会長、地元委員、事務局職員で現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございます。次に、整理番号22番について原地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
原地区委員	<p>11月29日、副会長、地元委員、事務局職員で現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局説明及び各地区委員からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。</p>
小野委員	<p>はい。</p>
議長	<p>小野委員。</p>
小野委員	<p>整理番号22番の譲受人は日本人の方ですか？</p>

事務局	議案に記載のとおり日本人ではないと認識しております。
小野委員	最近、外国の方の土地の買い占めが話題になっていたもので心配になりましたので・・・。
事務局	ご意見ありがとうございます。
議長	他に質疑はございますか。  (質疑なし)
議長	採決いたします。議第 46 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。  (異議なし)
議長	異議なしということで、議第 46 号について、原案のとおり許可といたします。  次に 5 ページについて、議第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議第 47 号農地法第 5 条計画変更・整理番号 4 番について説明)

議長	事務局の説明が終わりました。それでは、整理番号4番について、浮島地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
浮島地区委員	11月29日、副会長、地元委員、事務局職員で現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございました。ただいまの事務局説明及び浮島地区委員からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。
大村委員	はい。
議長	大村委員。
大村委員	この農地の推移をみていると、農地としてはちょっと不適格なような気がしますので、よろしく願いいたします。
事務局	ご意見ありがとうございます。
議長	他に質疑はございますか。  (質疑なし)
議長	採決いたします。議第47号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしということで、議第 47 号について、原案のとおり許可といたします。</p> <p>次に、6 ページについての、議第 48 号「非農地証明について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議第 48 号非農地証明・整理番号 6 番、7 番について説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。それでは、整理番号 6 番について、静浦・内浦地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
静浦・内浦地区委員	<p>11 月 29 日、副会長、地元委員、事務局職員で現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございます。次に、整理番号 7 番について西浦地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
西浦地区委員	<p>11 月 29 日、副会長、地元委員、事務局職員で現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局説明及び各地区委員からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。</p> <p>(質疑なし)</p>



議長	<p>採決いたします。議第 48 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしということで、議第 48 号について、原案のとおり許可といたします。</p> <p>次に、7 ページから 11 ページにかけての、議第 49 号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議第 49 号農用地利用集積等促進計画について説明)</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質疑がありましたら伺います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議第 49 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしということで、議第 49 号について、原案のとおり許可といたします。</p>

議長	<p>次に、12 ページから 23 ページにかけての、議第 50 号「沼津市農業委員会における行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱規程について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(議第 50 号取扱規程について説明)
議長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質疑がありましたら伺います。</p>
大村委員	はい。
議長	大村委員。
大村委員	<p>今までの申請では、代理人がハウスメーカーだったりするものも受け付けていたということですか。</p>
事務局	<p>報酬を受け取っているような案件はこれまでも受け付けてはおりません。ハウスメーカーや不動産業者が農地転用の申請をする場合、報酬を受け取らないよう都度説明しております。しかし、その場では聞いていても実際報酬を受け取っている可能性があるので、今回明確化して今回規定を策定します。</p>
大村委員	<p>書類上、ワード等パソコンで打ったものに最後署名してあればよいということでしょうか。</p>

事務局	<p>本人が申請するものに関しては、本人の自署若しくは本人の印鑑を捺印することが必要です。行政書士が作成する場合は、申請書に行政書士の名前を記載することも結構ですし、委任状のところには印刷したものに申請者が印鑑を押すだけでも良いとしています。</p>
大村委員	<p>印鑑だけで署名はないのですか。</p>
事務局	<p>行政書士が代理人の時は押印だけでも可としております。</p>
大村委員	<p>個人的な意見にはなるのですが、印鑑だけより署名のほうが確かなのではと思いました。押印の場合だといくらでも三文判はありますから勝手にできてしまいますし。</p>
事務局	<p>検討させていただきます。</p>
議長	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議第 50 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしということで、議第 50 号について、原案のとおり許可といたします。</p>

議長	<p>次に報告事項に入ります。24 ページについての、報第 20 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に対する受理について」25 ページから 26 ページにかけての、報第 21 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に対する受理について」27 ページから 28 ページにかけての、報第 22 号「非農地判断について」を事務局より一括して報告をお願いします。</p>
事務局	<p>(報第 20 号農地法第 4 条届出・整理番号 20 番～22 番について説明) (報第 21 号農地法第 5 条届出・整理番号 76 番～83 番について説明) (報第 22 号農非農地判断について説明)</p>
議長	<p>ただいまの事務局の報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>特に発言がないようですので、報第 20 号、21 号、22 号について報告があったことご了承願います。</p> <p>以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しましたので定例総会を閉会いたします。</p> <p>皆様、ご苦労様でした。</p>